

春日丘高校 生徒心得

前文

自由を尊び責任を重んじる本校の生徒は、自主・自律の精神を養い、人間性豊かな成長を目指して、自覚と誇りをもって行動しなければならない。

言動

1. 青少年禁止事項の順守はいうまでもなく学校の秩序をみだす等、本校生徒としての名誉を損なう言動があってはならない。

服装

2. 登下校時には、高価、華美にならず勉学にふさわしい身なりを、自らの判断で整えること。

【資料】

本校では昭和 49 年 4 月より制服制度が廃止されましたが、その際、生徒会より次のような呼びかけがなされました。

わが校では制服制度を廃止し、服装の選択は生徒個人の主体性を尊重し、まかせることになりました。

制服制度を廃止するにあたって、次のことを呼びかけます。

1. 人の迷惑に服装はやめよう。
2. 華美にすぎる服装はつつしもう。（その判断は生徒の主体性にまかせる。）
3. わが校の生徒としての自覚を高めよう。

<細目規定（靴）>

- ◎底に金具を使用しているはきものを禁止する。
- ◎ゲタを禁止する。
- ◎ハイヒールを禁止する。

授業

3. 止むを得ない事由による以外は、みだりに遅刻・早退・欠課をしてはならない。
4. 授業に遅れたときは、必ず教科担当に申し出ること。
5. 自習時は教室で静粛に学習すること。

欠席・遅刻・早退・外出

6. 欠席・遅刻・早退の際は、学級担任に必ず連絡すること。
7. 原則として外出は認めない。やむを得ず外出する場合は、生徒手帳諸届欄に記入のうえ、学級担任（不在時には学年の先生）に申し出ること

下校

8. 午後 5 時までには下校すること。
 - (1) 部活動延長を許可されたクラブ員は、顧問付き添いのもと、午後 5 時 40 分までに東門から下校すること。
 - (2) 定期考査期間中、放課後教室で自習する場合は午後 4 時 45 分までには下校すること。

自転車・単車

9. 自転車通学者は生徒部に届け出て、所定のシールを必ず自転車につけ、指定された場所に置くこと。
10. 生徒の単車事故防止を目的として、本校では3ない運動を推進している。
 - (1) 通学時のみならず、単車に乗ることは一切禁止する。
 - (2) 運転免許を取得しない。
 - (3) 単車を所有しない。

盗難・遺失物・拾得物

11. 現金、貴重品は必ずみにつけて、盗難にあわないよう十分注意すること。体育授業や部活動の際は、貴重品袋を利用すること。
12. 現金、貴重品は、学校にもってこないようにすること。
13. 盗難・遺失物・拾得物については、生徒部室に速やかに届け出ること。

校内施設・備品の使用

14. 休日・長期休暇中に校内施設を使用する場合は、関係の先生に申し出て、許可を受けること。
15. 校内施設・備品を破損した場合は、担任・クラブ顧問に速やかに申し出て、弁償など適切な事後処理をしなければならない。

掲示・集会等

16. 校内における掲示、集会、出版、配布物等については、以下の事項に留意し、関係の先生に届け出てその指導を受けること。
 - (1) HR活動の場合はクラス担任、生徒会活動・生徒会定例の議会及び各種委員会の場合は生徒会顧問、その以外は生徒部長に許可を受けること。
 - (2) 掲示場所は定められた掲示板とし、ポスターは窓ガラスにははらない。枚数、期間、大きさ等に制限は設けないが、届け出の際に関係の先生方と相談すること。
 - (3) 個人、グループが自発意志によって集会を開くときは、必ず届け出ること。部活動であっても、全校生徒に参加・観覧等をお呼びかける集会の開催は、届け出ること。外部から参加者があったり、講師を招いたりする場合は許可を受けること。
17. 学校外での集会等に参加するときは、個人の場合は自由であるが、本校の代表生徒として参加する場合は、関係の先生に届け出ること。

アルバイト

18. アルバイトに関しては、労働環境、労働条件の悪い職場が多く、風紀上の問題もある職場もあり、好ましくない。どうしても必要な場合は保護者と相談した上で、所定の用紙にて、担任に届け出ること。

生徒の自主活動

19. 校内外における部活動、クラス活動等の自主活動は、必ず部顧問や担任の付き添いのもとで行うこと。

20. 始業前・昼休みにおける自主活動については、以下のことに留意すること。

(1) 始業前の活動

① 顧問（担任）の許可を得て行うこと。顧問（担任）は必要と認めた場合のみ許可し「早朝練習届」を作成し、生徒会の係の先生に提出する。

② 登校は午前 7 時以降とする。授業のある日は 8 時 20 分には完全にやめること。

③ 近隣の迷惑となるような音響、騒音はつつしむこと。

④ 時間的に体の馴れていない時間帯であるので高度な練習は差し控えること。

(2) 昼休みの活動

午後の授業に支障のないよう注意すること。

(3) 上記の自主活動は、部活動、生徒会活動、クラス活動、各教科の行事の練習等、すべての学校内の活動が該当する。